

審議会等の会議の公開に関する運用状況報告書

企画財政課長 殿

課等名 人権・同和対策課

所属長名 課長 田原 董

平成31年度の当課等が庶務を担当する審議会等の会議の公開に関する運用状況を、下記のとおり報告します。

審議会名 嘉麻市嘉穂隣保館運営審議会 設置根拠法令等 嘉麻市嘉穂隣保館条例 ・ 嘉麻市嘉穂隣保館運営審議会規則

番号	開催月日	議題(審議内容)	会議の公開等			会議公開時のみ記載				会議録		
			公開種別	非公開の場合はその理由(※3参照)第3条の(1)～(3)のどれに該当するか		事前公表の有無	公表方法	公表期間	傍聴人数	公開等の別	公開までの期間	公開等の方法
				(1)～(3)のいずれか記載	具体的理由を記載							
1	7月10日	1.2018(平成30)年度事業報告について 2.2019(平成31)年度事業計画について	公開・一部非公開 非公開	(3)	資料に個人情報が含まれているため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開 非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも
2	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも
3	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも
4	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも
5	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも
6	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも
7	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも
8	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも
9	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも
10	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも
11	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも
12	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP ・ 情報コーナー ・ 両方とも

※1 回答については、選択式のものには○をそれ以外については直接記入してください。

※2 設置根拠法令等の区分については、具体的な「法律」、「条例」等を記載してください。

※3 非公開理由の第3条とは、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程第3条です。

第3条 審議会等の会議(以下「会議」という。)は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 審議会等の設置根拠である法令、条例又は規則の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 嘉麻市情報公開条例(平成18年嘉麻市条例第14号)第7条第2項の規定による非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれている事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合